

第 15 回教育委員会

平成 30 年 7 月 10 日
午後 3 時 30 分
本庁舎屋上会議室

案 件

報告第 5 号 大阪市教育委員会事務局事務分掌規則の一部を改正する規則

報告第5号

大阪市教育委員会教育長専決規則第2条第1項により、次のとおり教育長による急施専決を行ったので、同条第2項の規定に基づき報告する。

記

大阪市教育委員会事務局事務分掌規則の一部を改正する規則

大阪市教育委員会事務局事務分掌規則（昭和38年大阪市教育委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

第2条第6項中「、学校力支援担当部長」を「、学校環境整備担当部長、学校力支援担当部長」に改める。

附 則

この規則は、平成30年7月1日から施行する。

(参照)

〔 傍線は削除
太字は改正

大阪市教育委員会事務局事務分掌規則（抄）

第2条 省 略

2-5 省 略

6 事務局にICT企画調整担当部長、学事担当部長、**学校環境整備担当部長**、学校力支援担当部長、教育環境支援担当部長、インクルーシブ教育推進室長及び教育ICT担当部長を置く。

7-17 省 略

大阪市教育委員会事務局事務分掌規則の一部改正について

1 改正の理由

近年、市内中心部における児童・生徒数が急増傾向にあるところ、これに対応するにあたり、平成30年3月29日に開催された市長をトップとした局横断的なプロジェクトチーム会議において、特に課題のあるとされた学校の対応策が確認された。

プロジェクトチーム会議で確認された対応策の具体化に向け、可及的速やかに計画を策定し、推進する体制を整備する必要があるため、教育委員会事務局の内部組織について定める本規則の一部を改正する。

2 改正の内容

学校環境整備担当部長のポストの設置

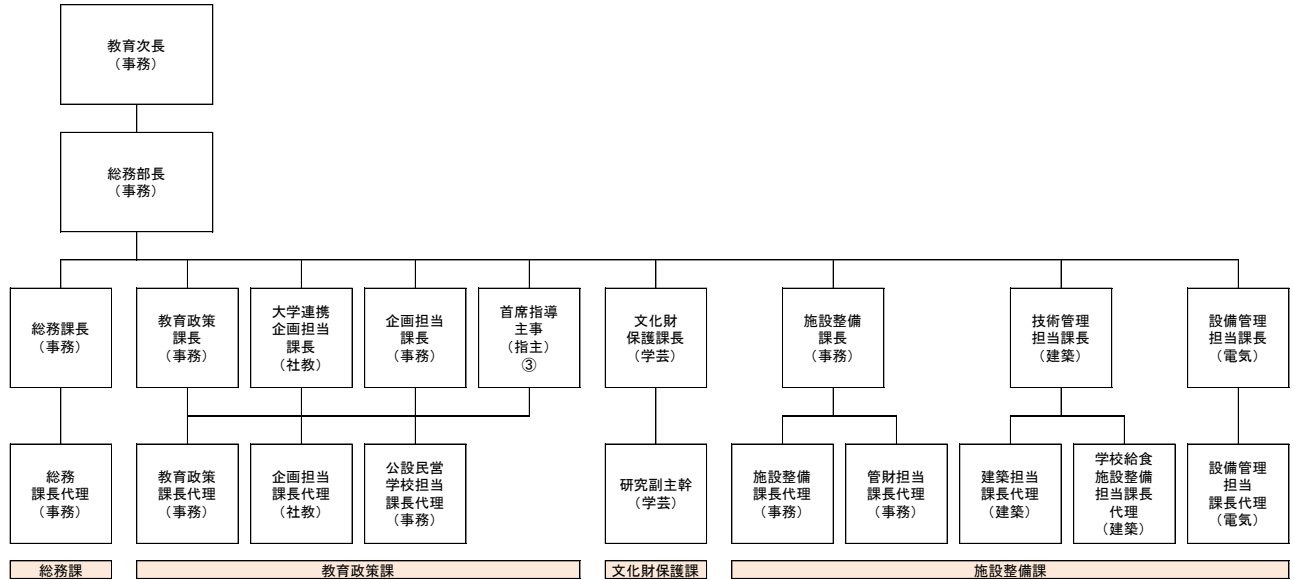
3 施行期日

平成30年7月1日

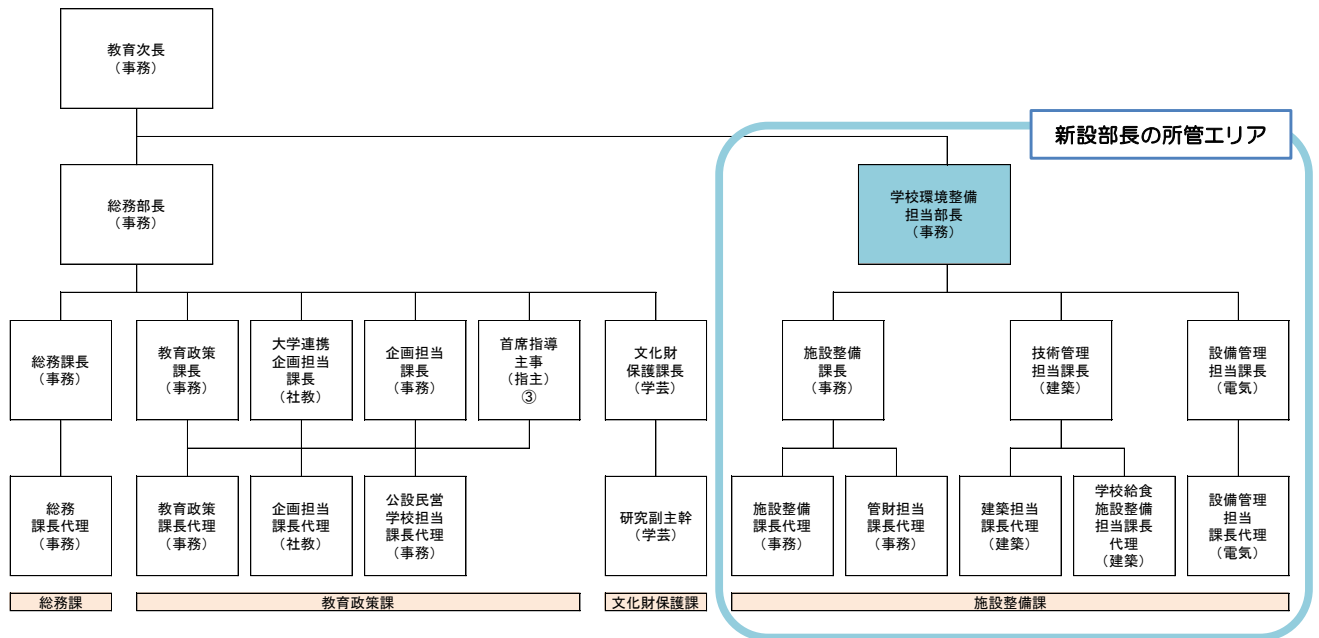
(参考)

〇 組織図

【現行】



【平成30年7月1日 組織改正後】



※ 学校環境整備担当部長 (事務) は新設ポスト

(参考) 大阪市教育委員会教育長専決規則 (抄)

第2条 教育長は、緊急の必要があるときは、前条の規定にかかわらず、教育委員会の会議において議決すべき事項を専決することができる。

2 教育長は、前項の規定による専決を行つたときは、次の教育委員会の会議においてこれを報告し、その承認を求めなければならない。